弁護士 大関太朗の レターケーション

2023年6月号
Vol. 113

うなぎ

息子はうなぎが苦手で、うなぎ屋さんに行ってもうなぎ以外の何かを注文してしまうような状態でした。

苦手な理由は、初めてうなぎを食べたときに小骨がノドに刺さったからということです。そもそも息子は、魚＝骨＝ノドに刺さるという認識であり、うなぎにも同様の先入観をもっていました。うなぎの骨は小さく、柔らかいので大丈夫だと説明しても、聞く耳をもちませんでした。とても頑固です。

ですが、最近、うなぎ屋さんに行った際、うなぎしか選択肢がなかったため、やむなく息子もうなぎを注文したところ、とてもおいしいといって完食をしていました。小骨も気にしていない様子でした。

息子がうなぎ嫌いを克服してくれて親としては感無量ですが、お値段が高いので頻繁には行けません。。。

裁判官の異動

以前、裁判官が３年に１度くらいのペースで異動しているとお伝えしました。

そして、後任の裁判官の方針により、裁判所全体の運用がガラッと変わってしまうことがあります。

今までの運用を前提に依頼者に説明をしていると、誤った説明となってしまうケースもあるので本当に注意が必要です。

相続登記未了の不動産の差押え

金銭の支払いを求める判決を取得した後、どの財産を差押えするか調査していると、被告の親名義の不動産がみつかり、しかも、既にその親が亡くなっているということがあります。

その場合、被告が親の唯一の相続人であれば、相続を原因とする所有権移転登記を代位登記したうえで、不動産を差押えすることが可能です。

手続きの仕方は裁判所によって異なります。先に代位登記を済ませてから差押えの申立てをしてくれという運用の裁判所もあれば、差押えの申立てをした後に代位登記をしてくれという運用の裁判所もあります。

いずれにしても、登記が関わってきますので、司法書士の先生と事前に打ち合わせをしながら進めていくことになります。

取手駅前法律事務所

弁護士　大関 太朗

〒302-0004 取手市取手 2-10-15　ナガタニビル 5F

TEL 0297-85-3355　FAX 0297-85-3377

URL http://mo-law.net/

営業時間：9:00～18:00（平日）

土・日・祝日相談可能（要相談）

弁護士紹介

大関 太朗

平成 13 年	早稲田大学商学部　卒業
平成 18 年	司法研修所入所
平成 19 年	弁護士登録（登録番号：３５５３８） 東京弁護士会　安藤総合法律事務所　入所
平成 23 年	茨城県弁護士会へ登録換え 眞鍋・大関法律事務所　開設
平成 28 年	取手駅前法律事務所　開設